

## 川崎市新生児聴覚検査事業事務取扱要領

令和4年6月9日  
4川ここ福第404号  
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市新生児聴覚検査事業実施要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、要綱第3条第2項に規定する検査協力機関における新生児聴覚検査の実施に関し必要な事項を定める。

(協定)

第2条 要綱第3条第2項に規定する本市と検査協力機関との協定は、川崎市新生児聴覚検査事業の実施に関する協定書（第1号様式）により締結するものとする。

(実施報告)

第3条 検査協力機関は、毎月1日から同月末日までに実施した新生児聴覚検査について、対象児の保護者が使用した川崎市新生児聴覚検査受診券（要綱第1号様式）及び川崎市新生児聴覚検査請求明細書兼決定通知書（要綱第2号様式）を、当該新生児聴覚検査を実施した月の翌月15日までに市長に提出する。ただし、毎年3月に実施した新生児聴覚検査については、当該月の末日までに提出しなければならない。

(費用の支払い)

第4条 市長は、前条に基づき提出された川崎市新生児聴覚検査受診券及び川崎市新生児聴覚検査請求明細書兼決定通知書（以下「受診券等」という。）を検査し、適正と認められるものについては、受診券等を市長が受け取った日から起算して検査期間を含め、40日以内に検査協力機関に費用を支払う。

(費用の算定)

第5条 検査協力機関に対し支払う費用の算定については、次の表に定める額に基づくこととする。ただし、当該検査に要した費用が次の表に定める上限額に満たないときは、検査に要した費用に事務手数料を加えた額を、費用として算定するものとする。（事務手数料の額は、法令所定の消費税及び地方消費税の額を含むものとする。）

区分	上限額	事務手数料	費用として算定する額
自動聴性脳幹反応検査 (AABR)	3,000円	200円	1件につき 3,200円
耳音響放射検査 (OAE)	1,500円	200円	1件につき 1,700円

附 則

この要領は、令和4年6月9日から施行し、令和4年4月1日以降に実施した検査から適用する。